

日本学生支援機構が実施する「給付奨学金」について

～大学等への進学を後押しするための、返還不要の奨学金

富山県教育委員会県立学校課

平成29年4月に日本学生支援機構が実施する「給付奨学金」が創設されました。
 現在高校3年生で、住民税非課税世帯などに該当する方は、この奨学金に採用された場合、来年度に大学等へ進学後に、給付を受けることができます。

◆日本学生支援機構が実施する「給付奨学金」とは

- ・優秀かつ経済的に修学困難な学生に、国費を財源とする奨学金を給付します。(返済不要)
- ・平成31年度に、大学等(大学・短大・高等専門学校(4年次)・専修学校専門課程)に進学予定の方が申し込み可能です。
 (申請は高校在学時に行いますが、奨学金の支給は進学後となります。)

◆支給額(月額)

国公立		私立	
自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
2万円	3万円	3万円	4万円

◆給付を受けられる方

進学の目的及び進学後の人生設計が明確であり、推薦基準を満たしているとして学校が推薦する者。

<推薦基準>

家計要件 以下①～③のいずれかに該当すること。

- ①住民税非課税世帯である。(父母のいずれも市町村民税所得割が非課税(0円))
- ②生活保護を受給している。
- ③社会的養護を必要とする。(児童養護施設入所者や里親の下で養育されている)

学力・資質

高い学習成績を収めている者や、教科以外の学校活動で大変優れた成果を収めている者。

◆申込の方法

家計要件①～③に該当することを確認した上で、学校に申し出てください。
 家計要件を満たさない場合、給付を受けることはできません。

「①住民税非課税世帯」に該当するか確認するには…

30年6月から発行される平成30年度の「課税証明書」の「市町村民税所得割」が0円または「非課税証明書」が発行された場合、住民税は非課税(0円)です。

※父母のいずれも非課税である必要があります。

なお、「課税証明書」は、6月に行なう就学支援金の手続にも必要な書類なので、取得したら確認してみてください。

課税証明書の例 (市にお住まいの場合)		課税証明書		「市民税所得割額」が0円の場合、非課税となります。 (県民税や均等割は判定に使用しません。)	
平成 30 年度	税目 市・県民税	市民税所得割額	122,800円	市民税均等割額	3,500円
所得金額計 2,893,600円	年税額 210,300円	県民税所得割額	81,800円	県民税均等割額	2,000円
30年度のを判定に使用します。		5,000円	控除対象者 無	本人番号	(備考)
総所得 2,893,600円	雑 損	0円	扶 養 無	寡婦(夫)	*****円
総所得	雑 損 *****円	老人扶養	無	勤労学生	*****円